

は、代表の寺西が取材を受けた部分です。

西雅税理士は「納稅が必ず
相続問題に詳しい寺
回答者が69%に達した。
いる人のうち、贈与を挙げた
と、あえて少額を納稅する金
額を与えた。
山本さんのように贈与を相
続対策と考える人は多い。信
託協会の調査によると、財産
を残す立場で相続対策をして
いる人のうち、贈与を挙げた
回答者が69%に達した。

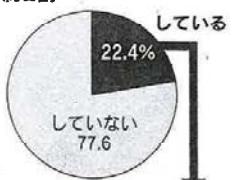
「預貯金の残高を見ながら、これからも嫁いだ娘2人に贈与を続けるつもり」。三重県で不動産賃貸業を営む山本一さん（仮名、69）はこう話す。2008年と09年、2人の娘に対して1回につき120万円ずつを現金で渡した。

3人の子どものうち長男に家業を継がせ、娘2人には貢家1軒ずつと預貯金を渡すつもりで、残高を贈与で調整しているという。契約書は作っていないが、娘には確定申告しておくよと話した。

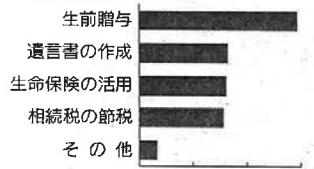
近い将来実現しそうな相続税の課税強化に備えて、普通の人が利用しやすい対策の一
つが贈与だらう。ただ、本人は正しく贈与したつもりでいながら、相続が発生した段階で税務署から認められないことが多い。

生前贈与は「形」を残す

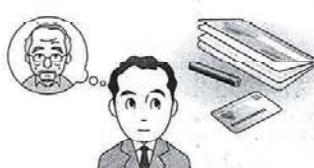
A 残す立場で相続対策している人は約2割



B 残す立場の人はどんな対策をしているか(複数回答)



(注)信託協会が2012年8月にまとめた「相続に関する意識調査」より。50歳以上の既婚者が対象。全休の回答数は3298。



C 名義預金と指摘されないために、こんな形跡を残そう

- 座開設時に名義人が署名する
 - 銀行への届け出印を名義人本人が使っている
 - 名義人が自ら住所氏名の変更などをする
 - 通帳や印鑑、キャッシュカードなどは名義人が管理
 - 名義人が入出金している
 - 名義人が通帳に使い道などの書き込みをする
 - 自署による贈与契約書を作成しておく
 - 贈与者の手書きの日記やメモに贈与の意思が読み取れる
 - 贈与税の申告と納税は名義人をしている

親が子の給与振り込み口座に贈与金を振り込んだ
○ もとの残高と合算されてもよい。「運用している主体が子で贈与満了だと明確にわかる!」(吉澤さん)

親が子に預金口座を作って贈与。その口座のキャッシュカードで子どもが転勤先で1度出金した。

定期預金を親が子の名義で作り、印鑑も作った。
自動更新で一度も出金していない

X 定期預金は出入金が少なく運用主体の形跡がわかりにくい。贈与契約書などがないと贈与済みと判断されにくい
(注)税理士・寺西雅行氏の話などをもとに作成。事例は同じような
く、必ずしも同じ手続で済むとは限らない。

相続税 賢く減らそう

しも贈与を担保するものではない。まずは贈与を正しく理

解する必要がある」といふを
刺す。贈与を受けたと思って
いたら、相続時に税務署から
名義預金と指摘され、修正申
告を求められるケースが多い
とされる。形式上は子供など
の名義でも實質的にはお金を
出した人の預金と判断される
場合が名義預金にあたる。
贈与は贈る側の「贈った」
という意思表示と、受け取る
側の「もらった」という認識
が必要だ。もらつた人が自分
で財産を管理し、後に立証で
きる形跡があることが要件と
いう。これらが贈与の条件であ
り、「一つも欠けると認め
られない」(寺西氏)。

相続発生時には贈った人の
意思を確認できない。子ども
が「もひつた」と主張しても、
税務署から「借りただけ」

より」と反論されかねない。贈与するときに証拠を残しておこうことが欠かせない。寺西氏は「通帳の署名や住所変更などに子むのの自筆」「贈与申告」「贈与契約書」など贈与が確認できる項目を挙げる(表C参照)。作成した贈与の契約書を公正役場に持っていく、1件700円で確定日付を付与してもらえば、贈与登記手続が終わる。

いい」と話す。住宅購入時に限り、両親や祖父母などから1千万円（一般住宅。省エネ住宅は1500万円）まで非課税で贈与してもらえる。基礎控除額の110万円と合わせて最大1110万円（160万円）を受け取れる。

「さん」の人に渡した方がいい」。東京ナティ税理士事務所（東京・新宿）の村岡清樹税理士は指摘する。
「亡くなる日までの3年以内に相続または遺贈を受ける人の贈与は、すべて相続財産に合算される。子どもの配偶者など相続人以外は適用されないので、早くから大勢使うのが賢明だ。

「この贈与は成立しているのでしょうか?」。不安を抱えて相続セミナーなどを訪れる年老いた親が増えている。何年も前から贈与しているつもりの子ども名義の通帳を握りしめ、専門家などに尋ねるものの、名義預金とみなされるケースがほとんどという。村岡氏は「その場合、住宅取得資金として贈与するのが

寺西氏は「連帳の署名や住所変更などに手ひきの自筆」「贈与申告」「贈与契約書」など贈与が確認できる項目を挙げる(表2参照)。作成した贈与の契約書を公証役場に持っていく、1件700円で確定日付を付与してもらえば、贈与を受けた日時がはっきりする。

もれなく贈る側と受け取る側の署名はそれぞれの自筆である。内容も白筆ない筆跡鑑定で認められやすい。契約書がななくても「日記から贈与の意思を確かめた事例もある。日記やメモは残してほしい」。寺西氏は訴える。

一相続財産を減らす目的で曆年贈与の非課税枠を使うなら、早くからロットソット、た

登記が無事済んだのを見届け
るかのように夫は他界した。
生前贈与には相続税を圧縮
するだけでなく、預貯金などを
渡すことで課税された場合
の資金対策にもなる。早めに
正しく対策を進めることが肝
心だ。(清水桂子)